

えびの市景観計画

【概要版】

えびの市は、霧島連山や九州山地、川内川といった豊かな自然を有する風光明媚な田園都市です。山々を背景とした広大な田園景観や、雄大な流れを感じさせる河川景観、そして地域の交通を支える道路や鉄道の景観など様々な景観を有しています。

「えびの市景観計画」は、こうした景観を地域の皆さんと一緒にこれからもまもり、つくり、整え、育てていくための手引きとしてまとめたものです。

基本理念

霧島山のめぐみめぐる風景づくり —「めぐみ」と「営み」の風景を未来へ—

基本方針

風景をまもる

～霧島山に育まれためぐみの風景の継承～

風景をつくる

～まちや里における営みの風景の維持・発展～

風景を整える

～まちの個性（えびのらしさ）と快適性の保全・創出～

風景を育てる

～市民・事業者・行政が一体となった景観まちづくりへの展開～

平成31年3月

えびの市

景観計画とは？

平成 16 年、景観の大切さを認識し、地域ごとの特徴に合った景観づくりを行うための法律である「景観法」が制定されました。えびの市では、これを受け、平成 27 年 3 月に景観行政団体となり、平成 31 年 3 月に景観計画を策定しました。

えびの市景観計画は、景観法に基づく実効性のある景観のルールと、景観形成に関する方向性を示した、本市の景観施策の総合的な計画です。

『田の神さあが見守って下さる田園風景』(20代男性)



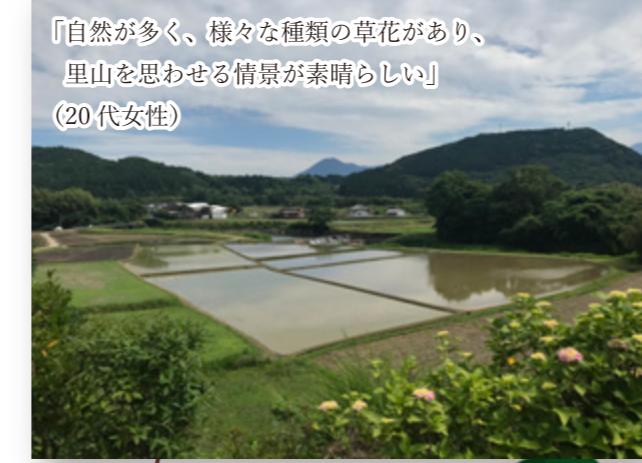
『真幸駅から人吉間の車窓から見えるえびの市の風景が好き』
(60代女性)



『えびの高原と霧島連山の風景』(60代男性)



「自然が多く、様々な種類の草花があり、里山を思わせる情景が素晴らしい」
(20代女性)



未来に残したいえびの市の風景

えびの市には、左の地図に示すように、たくさんの自然・歴史等の資源があります。景観計画の策定にあたり、えびの市では平成 29 年度に景観づくりに関する市民アンケートを行いました。ここでは、アンケートの中で挙げられた「えびの市の好きな風景」「未来に残したい風景」について、一部をご紹介します。

『狗留孫大橋から見える川内川の清流と新緑の風景は素晴らしい』
(60代男性)



『陣の池は神秘的！』
(60代女性)



『えびの駅の駅舎と周辺の雰囲気が好き』
(50代女性)



『秋になると吉都線の車窓から黄金の稲穂が一面に広がる光景が見えます』
(50代女性)

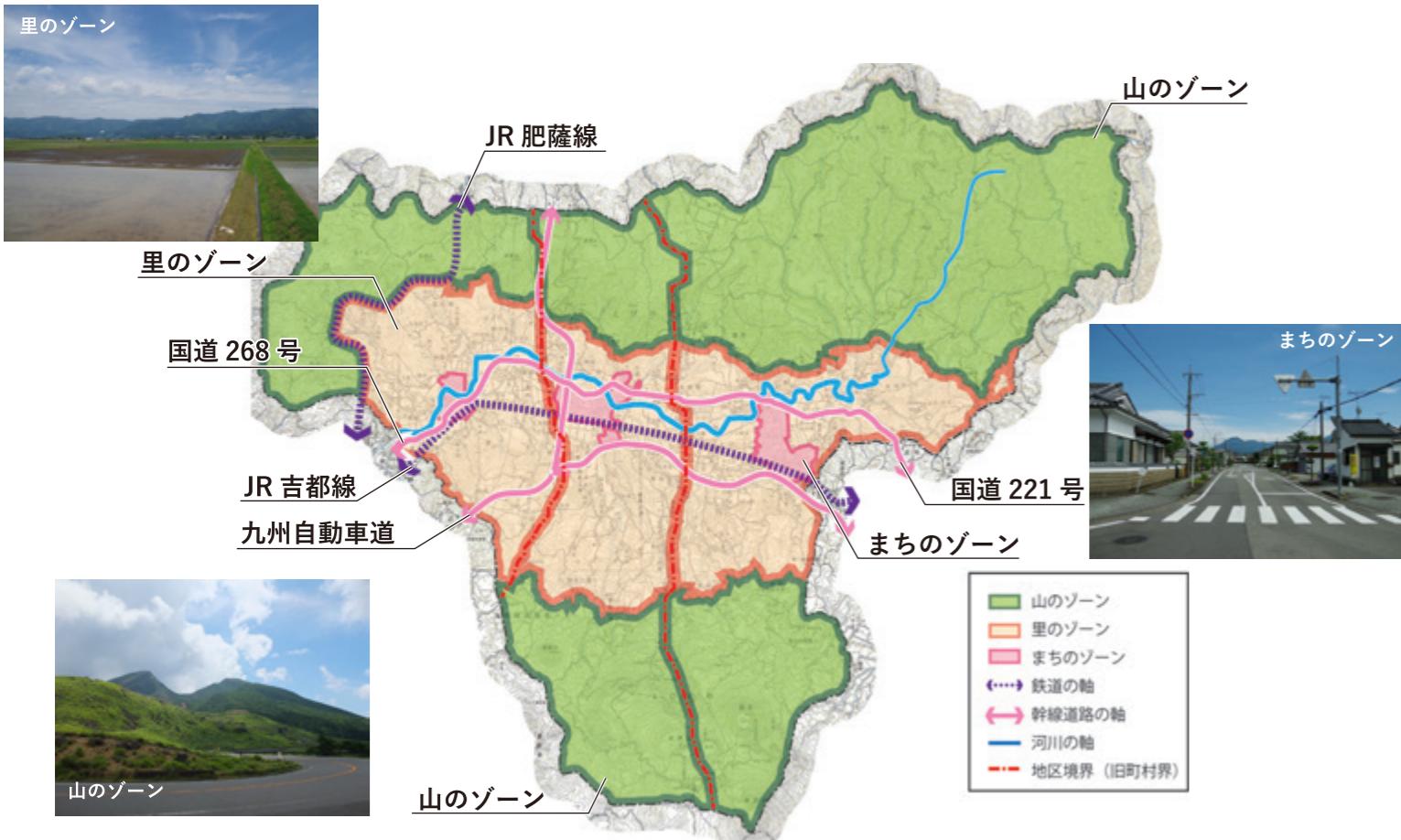


『八幡ヶ丘公園から見るえびの市内の田園風景』
(50代女性)



景観計画区域

本市においては全域を景観計画区域とします。また、良好な景観形成に向けて市域を特色ある3つのゾーン（山のゾーン、里のゾーン、まちのゾーン）と軸に分け、景観形成方針を設定します。



届出対象行為

景観計画区域（市全域）で以下に該当する行為を行う場合は届出が必要です。

対象となる行為		対象規模	
①建築物の建築など	建築物の新築、増築、改築または移転	高さ10m以上または延床面積500m ² 以上のもの	
	外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更	上記の規模のもので、外観変更に係る見付面積の合計が全体の1/2以上のもの	
②工作物の建設など	工作物の新設・増築・改築または移転	搭状工作物類	高さ10m以上のもの（ただし電柱類を除く）
		垣、柵、塀、擁壁等	高さ2m以上のもの（柵や擁壁が複合している場合は合計の高さとする）
		太陽光発電施設等	太陽光発電板の合計が500m ² 以上のもの
		その他の工作物	高さ10m以上または建築面積500m ² 以上のもの
	外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更	上記の規模のもので、外観変更に係る見付面積の合計が全体の1/2以上のもの	
③開発行為		開発行為の面積が1,000m ² 以上のもの	
④土地の開墾及びその他の土地の形状の変更		行為に係る土地の面積の合計が500m ² 以上のもの	
⑤土石の採取・鉱物の採掘		行為に係る土地の面積の合計が500m ² 以上のもの	
⑥木竹の伐採		伐採面積1000m ² 以上のもので、伐採後に林地開発を行うもの ※天然更新及び植林を行う場合は含まない	
⑦屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		堆積を行う土地面積の合計が500m ² 以上または堆積の高さ4m以上のもの	
⑧特定照明		①及び②の外観に設置する照明	

※霧島錦江湾国立公園に該当する区域については、そちらの計画も併せて参考ください

景観形成基準

ゾーンごとの景観形成基準には、以下のようなものがあります。なお、ここには計画の一部を例として示していますので、詳細については必ずえびの市景観計画の本編を確認してください。

配置・規模

全市共通	■太陽光パネルを設置する場合は、周辺の景観との調和に配慮するとともに、道路や観光施設などの公共の場所から目立たないよう配置等を工夫する。	
山のゾーン	■山地から平野部、平野部から山地への眺望を阻害しない高さ・配置となるように努める。	
里のゾーン	■周辺の建築物や山なみとの連続性に配慮した配置・規模とする。	
まちのゾーン	■地域の景観を特徴づける山地や河川、歴史資源等への眺望を阻害しない高さ・配置となるように努める。	

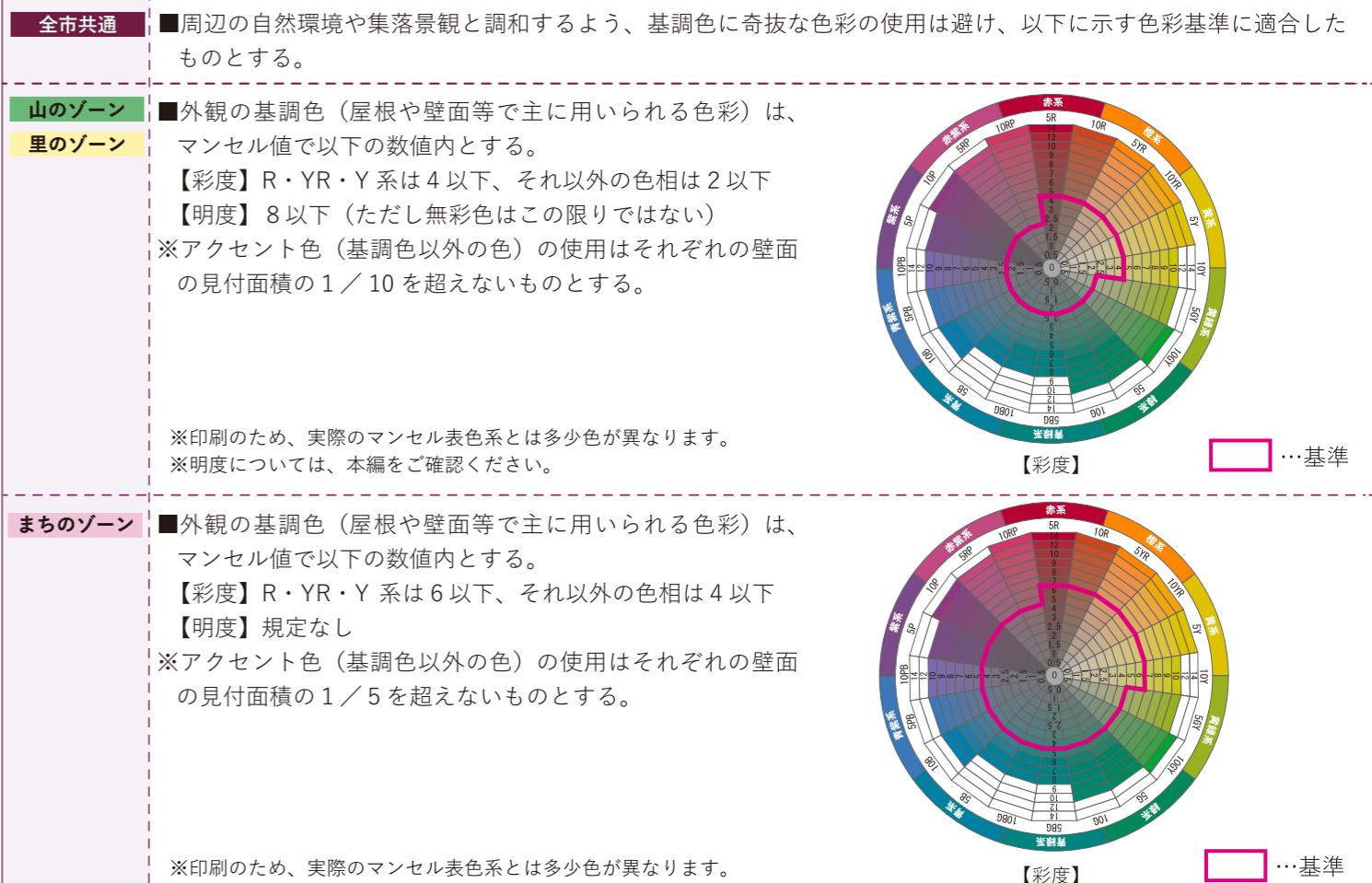
形態・意匠

全市共通	■背景となる豊かな自然環境に配慮し、外壁に自然素材を使用するなど、周辺の景観に調和するよう努める。 ■周辆の建築物を大きく超えるような大規模な壁面を避け、周辺の景観に与える影響を軽減するよう配慮する。	
------	---	--

屋外設備等

全市共通	■道路等の公共の場所から容易に目にすることのできる位置には設置しないよう努める。困難な場合は、建築物本体と一体化し、同調して目立たないよう工夫する。	
------	--	--

色彩



外構・緑化

全市共通

■道路等の公共の場所から見える敷地においては、周辺の山林等の自然と調和する外観となるよう、緑化に努める。

山のゾーン

■既存の樹木等をできる限り保全するとともに、自然の植生に配慮した緑化に努める。

里のゾーン

■塀や柵等は、植栽と一緒にした意匠となるよう配慮する。

里のゾーン

■集落景観を特徴づける石垣や生垣、樹木等はできる限り保全する。



まちのゾーン

■駐車場は、閑散とした印象とならないよう敷地内の緑化や舗装等による修景に努める。

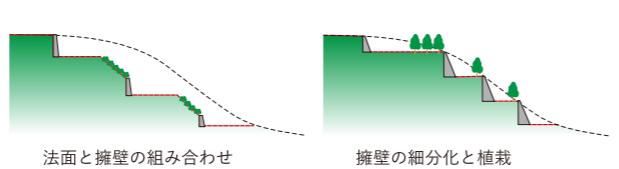
開発行為、土地の開墾及びその他土地の形質の変更

全市共通

■土地の造成を行う際は、地形をいかし、地形の改変が最小限となるよう努める。

■樹木の伐採は極力抑え、所々に現況の緑を残すよう配慮する。

■造成後の敷地、擁壁等においては、可能な限り緑化を行う。



土石の採取・鉱物の採掘

山のゾーン

■既存の樹木等はできる限り保全・活用する。

■道路等の公共の場所から地肌の露出が目立たないよう採取・採掘位置等の工夫を行う。

木竹の伐採

山のゾーン

■道路等の公共の場所から見える場所において林地開発を行う際は、伐採面積は必要最小限とともに、伐採の位置や方法、伐採後の植栽等で景観的影響が最小限となるよう配慮する。

屋外における物件の堆積

全市共通

■可能な限り、道路等の公共の場所から堆積物が目立たないような配置とするよう努める。

■堆積の高さは必要最小限に抑え、植栽や塀による遮蔽を行う等配慮する。

特定照明

里のゾーン

■周辺の生活環境に配慮し、過度の明るさや動きのある照明は使用しない。

まちのゾーン

■住居系市街地や工業系市街地では、周辺の生活環境に配慮し、過度の明るさや動きのある照明は使用しない。

■商業系市街地では、過度に明るい照明の使用は避け、魅力ある夜間景観の創出につながるよう配慮する。

景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

景観重要建造物

地域住民が風景の中で重要な価値を有するという共通認識を持っている建造物について、地域の特性を踏まえた上で市長が指定します。

【指定の方針（一部抜粋）】

- ①地域の自然や歴史、文化などの視点から、景観計画区域内の良好な景観づくりの核となっているもの
- ②公共空間や視点場から、容易に見ることができるものの
- ③所有者または管理者が適切に維持管理を行うことができるもの

景観重要樹木

地域住民が風景の中で重要な価値を有するという共通認識を持っている樹木、所有者の意見を尊重した上で市長が指定します。

【指定の方針（一部抜粋）】

- ①地域の自然や歴史、文化などの視点から、樹容（樹のすがた）が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観づくりにおいて重要なもの
- ②公共空間や視点場から、容易に見ることができるものの
- ③所有者または管理者が適切に維持管理を行うことができるもの



屋外広告物とは

常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもの
例えば…

- ・看板、立て看板、はり紙、はり札、広告塔、広告板など、建築物や工作物などに掲出、表示されるもの
- ・はり紙やのぼり、ネオンサイン、アドバルーン、建物などに投影される画像など可動式もの

現在、えびの市においては宮崎県屋外広告物条例に基づく禁止地域及び規制地域が設定されています。今後も県条例の規定を遵守するとともに、重点地区の設定等において特に必要となった場合は、関係者等との協議の上、県条例禁止区域等の設定の見直しや、市の独自条例の制定を検討します。



景観づくりに向けた取組のイメージ

えびの市の素晴らしい景観をまもり、つくり、整えていくためには、市民や事業者のみなさんのご協力が不可欠です。ここでは、地域が協働で景観づくりを進めていくための取組のイメージをまとめました。

Step 1：「えびの市の風景」に対する意識を持つ

身近なところから風景づくりの実践、協力ができ、景観に気付きが生まれます。

- 家庭におけるえびの市の風景についての対話
- 家のまわりの草木や石垣や玄関先の手入れ
- 地域や行政の取組への参加



Step 2：協働の心でみんなで考える

自治会や近所の仲間に呼びかけ、寄り合いや相談の機会を持ち、活動の広がりを生みます。

- 地域の美化活動、用水路、堤防の草刈り
- 街路などの清掃、祭事などへの積極参加
- 街並みウォッチングなどの企画



Step 3：景観まちづくりの実践へ

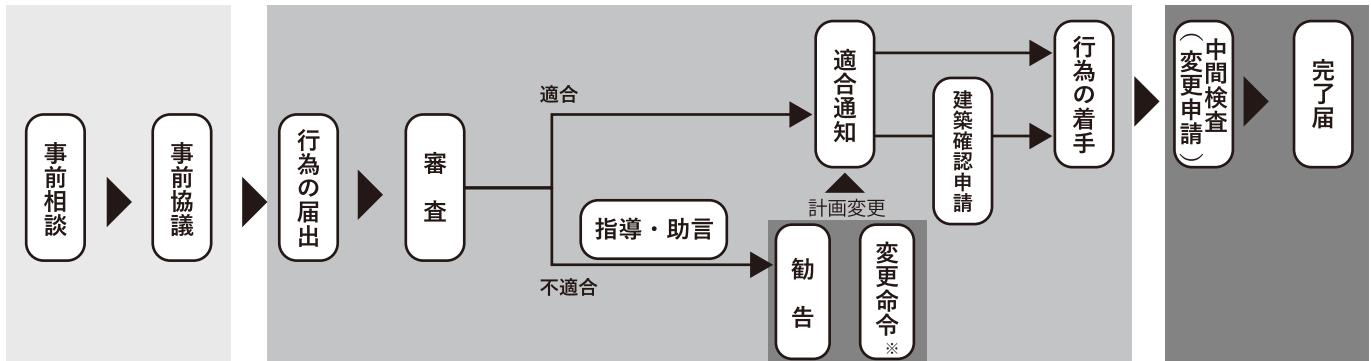
市の制度を活用し、地域指定やルールづくりなどを目標に行政、専門家との協働により実践します。

- 地域ごとの景観のルールづくり、地区指定
- ルールの運用、景観づくり活動の実践展開
- 地域による景観イベント、他地域との交流



届出の流れ

届出の対象となる場合は、以下の流れに基づいて、手続きを進めていくこととなります。



※変更命令は、届出対象行為のうち、特定届出対象行為（建築物・工作物の形態・意匠に関する行為）に適用されます。

よくある質問

Q 1. 景観計画の策定や、景観づくりに取り組むメリットは何ですか？

A 1. えびの市の景観をまもることは、「えびの市らしい暮らしや産業をまもること」につながります。

景観づくりの取組は、えびの市らしい暮らしづくりを続けていくという地域づくりの方向性を、地域内外で確認したり、発信したりしていくための第一歩となります。

景観づくりに取り組むことで、田の神さあなどの地域資源の保全、観光客や移住者などの交流人口の増加、美しい風景の中で育ったことをPRすることによる農作物のブランド化等、様々な取組へと派生していくことが期待されます。

Q 2. 景観条例や景観計画ができることで、規制が増えて、暮らしや事業に影響が出ないか心配です。

A 2. えびの市景観計画は、「届出制」による緩やかな規制を定めています。

えびの市景観条例及びえびの市景観計画には、「極端に高い建物を建てない」「極端に派手な色彩の建物を建てない」といった、市民や事業者のみなさんが当たり前のようにまもってきた決まりを明文化したものです。厳しい決まりではなく、規模の大きいものなどに関して「届出」をしていただく緩やかな規制となっています。詳しくは、下記の問合せ先までお尋ねください。

Q 3. 景観づくりの取組にあたって、私たちができることは何ですか？

A 3. まずは、えびの市の景観に対する意識を持ち、目指すべき地域の将来像について一緒に考えていきましょう。

景観づくりの取組は、それ自体が目的となるものではなく、私たちの暮らすまちの快適性・安全性の向上や訪れた人のおもてなしを行っていく上で有効な手段となるものです。日常で行っている家の周りなどの清掃や草木の手入れといった身近な取組や、街路などの清掃、祭事などへの参加等に加え、目指すべき地域の将来像やえびの市の景観のあり方について、一緒に考えていきましょう。



■問合せ先 えびの市役所 建設課

〒889-4292 宮崎県えびの市大字栗下 1292 ☎: 0984-35-3724 FAX: 0984-35-0401